

## II. 手 繩 編

## 第3 許可申請の手続

### 1 手続の流れ

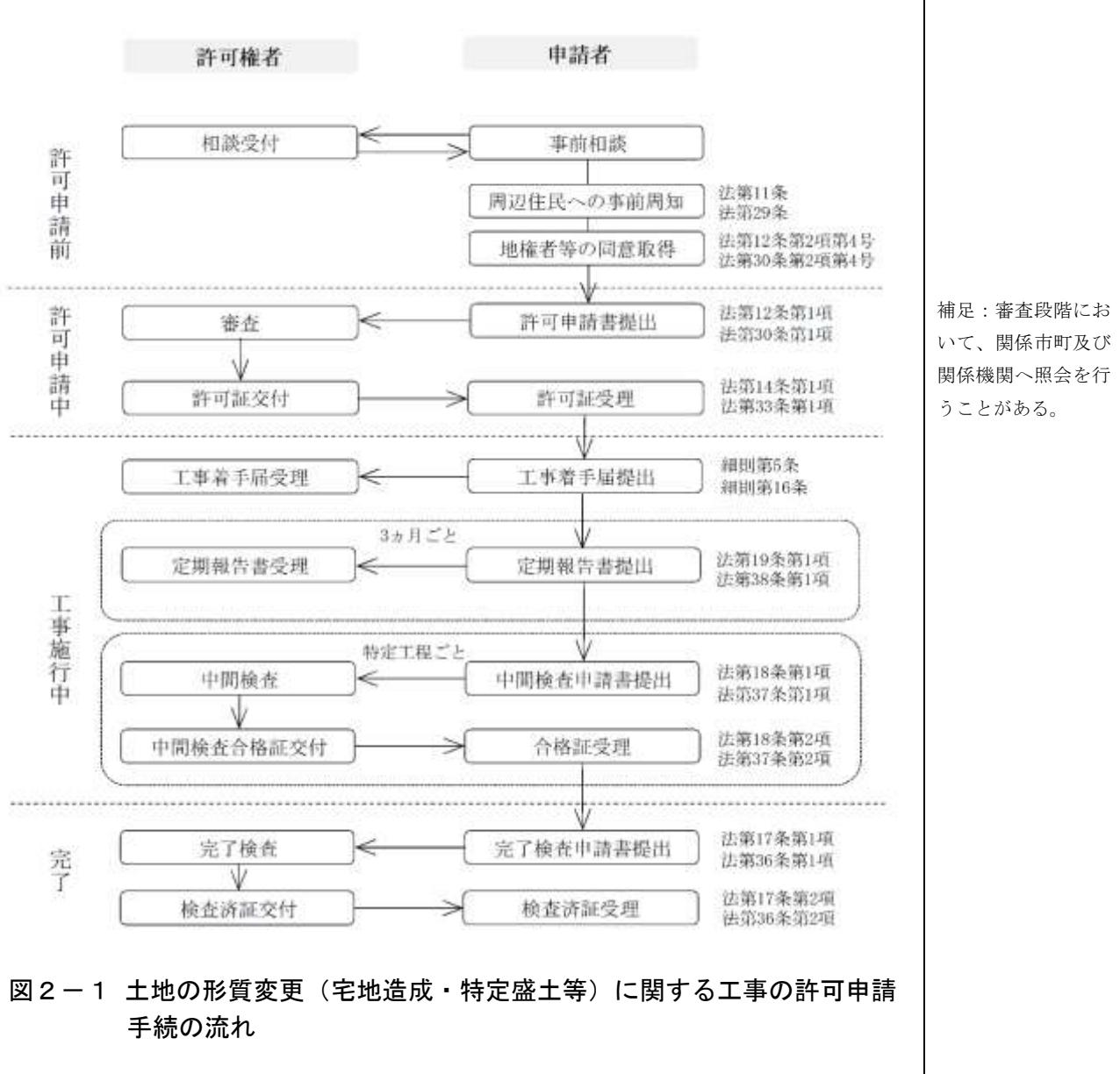


図2－1 土地の形質変更（宅地造成・特定盛土等）に関する工事の許可申請手続の流れ

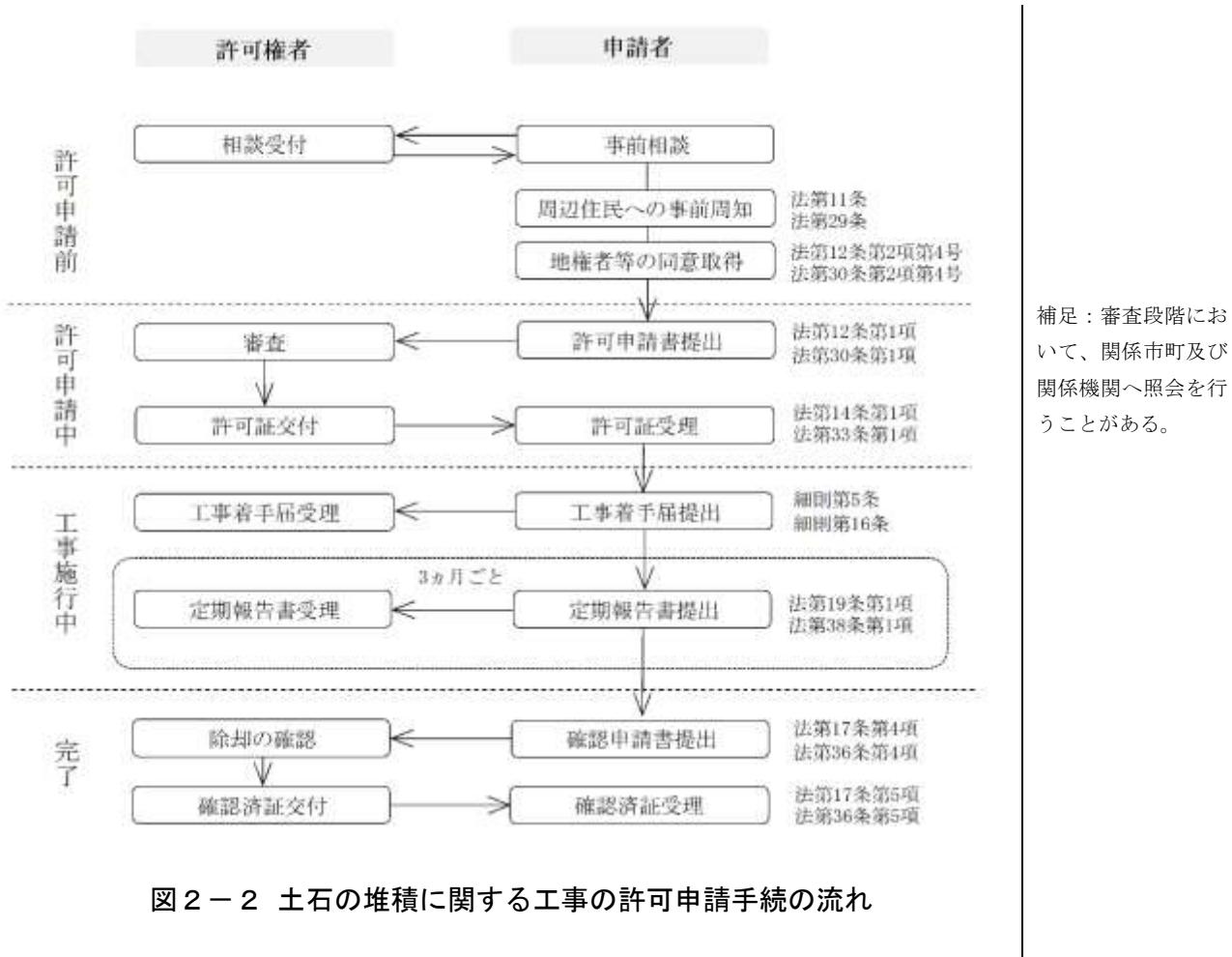


図 2－2 土石の堆積に関する工事の許可申請手続の流れ

## 2 事前相談

山口県では、土地の形質変更（宅地造成・特定盛土等）及び土石の堆積に関する工事の許可申請手続の前に、事前相談を行う。

事前相談にあたっては、「事前相談書」に以下の図面等を添付して、申請・届出窓口まで提出すること。

なお、中核市の下関市内での工事に関しては、下関市に問い合わせること。

事前相談書に必要な添付書類及び図面等を以下に示す。

- (1) 位置図
- (2) 土地登記簿謄本及び公図の写し
- (3) 土地利用計画図、縦横断図
- (4) 敷地求積図
- (5) 現況写真

様式 : 参考様式 1 (事前相談書)

⇒ 「V. 資料編 第 18 - 3 参考様式」参照。

補足 : 事前相談窓口は、「II. 手続編 第 8 申請・届出窓口、許可担当の部署」参照。

### 3 標準処理期間

県が行う許可に係る事務の処理期間は、表2－1のとおりとする。なお、土日祝祭日や12月29日から1月3日まで（申請窓口の執務が行われない休日）及び書類の不備の訂正等に要する期間は含まれないものとする。

表2－1 標準処理期間

許可等の種類		標準処理期間（日）
宅地造成・特定盛土等	工事の許可※	30
土石の堆積	工事の許可※	14

※工事の変更の許可も含める。

## 4 許可申請又は届出に必要な書類等

### 4-1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類は表2-2、必要な図面は表2-3、届出に必要な書類は表2-4、必要な図面は表2-5に示すとおりである。

表2-2 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類（1）

書類種別	書類の名称 根拠規定	明示すべき事項、作成留意事項	参考頁	
許可申請書	許可申請書 省令第7条第1項 省令第63条第1項	省令様式第2	V-8 V-9	
委任状	委任状 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	代理人等が申請する場合に必要	V-62	
設計者の資格 を証する書類	設計者の資格を証する書類 省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	下記の設計を行う場合に、卒業証明書又は資格証明書等が必要（具体については参考頁参照） ・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が、1,500m <sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置	—	
技術的基準 審査書類	擁壁の構造計算書 省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に必要	—	
	地盤の安定計算書 省令第7条第1項第3号 省令第63条第1項第1号	渓流に高さ15mを超える盛土を行う場合に必要	—	
	地盤の安定計算書 省令第7条第1項第4号 省令第63条第1項第1号	崖面を擁壁で覆わない場合に必要	—	
	土地及び付近の状況写真 省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	盛土・切土をしようとする土地及び付近の状況を明らかにする写真	—	
	排水計算書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)		—	
	排水端末の接続許可を証する書類 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	公共施設の管理者の同意書等	—	
工事主の資 力・信用に関 する書類	個人	資金計画書 省令第7条第1項第9号 省令第63条第1項第1号	・省令様式第3 ・金融機関の発行する残高証明書又は融資証明を添付すること	V-10 V-11
		工事主の資力及び信用に関する申告書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第1号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	細則第2号様式	V-43
	住民票又は個人番号カードの写し 省令第7条第1項第7号 省令第63条第1項第1号	・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・氏名、生年月日、性別、住所を記載した書類の提出により添付の省略が可能	—	
	納税証明書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	前年度の所得税及び事業税の納税証明書※	—	
	暴力団等に該当しない旨の誓約書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)		V-63	

※ 審査の過程で他の年度のものを追加で求めることがある。

表2－2 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類（2）

書類種別	書類の名称 根拠規定	明示すべき事項、作成留意事項	参考頁
工事主の資力・信用に関する書類	資金計画書 省令第7条第1項第9号 省令第63条第1項第1号	・省令様式第3 ・金融機関の発行する残高証明書又は融資証明を添付すること	V-10 V-11
	工事主の資力及び信用に関する申告書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第1号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	細則第2号様式	V-43
	住民票又は個人番号カードの写し 省令第7条第1項第8号 省令第63条第1項第1号	・役員のもの ・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・氏名・生年月日・性別・住所を記載した書類の提出により添付の省略が可能	—
	法人の登記事項証明書 省令第7条第1項第8号 省令第63条第1項第1号	法人の場合に必要	—
	納税証明書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	前年度の法人税及び事業税の納税証明書※	—
	財務諸表 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	直前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表※	—
工事施行者の能力に関する書類	暴力団等に該当しない旨の誓約書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)		V-63
	工事施行者の能力に関する申告書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第2号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	細則第3号様式	V-44
	法人の登記事項証明書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)		—
周辺住民への周知を行ったことを証する書類	建設業の有効な許可があることを示す書類 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	以下のいずれかの書類 ・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 ・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料	—
	周知措置報告書 省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号	・周知範囲、配布範囲等が分かる位置図及び説明会に用いた資料等 ・掲示、インターネットでの周知の場合は、掲示位置図及び掲示状況の写真、閲覧ページの写しもしくはURLのいずれか	—
権利者全ての同意を得たことを証明する書類	権利者一覧表 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)		V-64
	土地所有者等の同意書 省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号	権利者の同意を証する書類には、同意者の本人確認書類を添付すること（具体については参考頁参照）	V-65
	公図の写し 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	・申請時から3月以内に作成されたもの ・盛土又は切土をする土地の境界（赤枠で囲む）及び地番を示すこと	—
	工事の施行区域内の土地登記事項証明書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	申請時から3月以内に作成されたもの	—

※ 審査の過程で他の年度のものを追加で求めることがある。

表2－2 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類（3）

書類種別	書類の名称 根拠規定	明示すべき事項、作成留意事項	参考頁
その他	他法令に基づく許可書等の写し 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)		—
	防災に関する具体的な計画について記載した書面 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)		—
	工事の工程表 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)		—

※ 審査の過程で他の年度のものを追加で求めることがある。

表2－3 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な図面（1）

図面の名称 根拠規定	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/10,000 以上	・方位 ・道路及び目標となる地物	地図に表示すること。
地形図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線(分かりやすく囲み等で表示)	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
土地の平面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖の位置及び形状 ・擁壁の位置及び形状 ・崖面崩壊防止施設の位置及び形状 ・排水施設の位置及び形状 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/2,500 以上	・盛土又は切土をする前後の地盤面	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/500 以上	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配 ・水の流れる方向 ・吐口の位置 ・放流先の河川又は水路の名称 ・調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状 ・法面（崖を含む。）又は擁壁の位置及び形状	・汚水・雨水の区分をすること。
排水施設構造図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/50 以上	・排水施設の構造 材料、形状及び種類 ・排水管の種類、材料及び内法寸法 ・マンホールの構造及び形状 ・排水施設の落差工及び吐口工の部分の形状 ・放流先の河川又は水路の名称及び断面水位（低水位及び高水位）及び吐口の高さ	鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。
排水施設計画縦断面図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/500 以上	・排水施設の位置、種類、材料、形状、延長、内法寸法及び勾配 ・水の流れる方向 ・吐口の位置 ・放流先の河川又は水路の名称 ・流量計算を行った箇所の明示 ・調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	
流末水路縦断図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/1,000 以上		
流末水路標準断面図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/500 以上		

表2-3 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な図面（2）

図面の名称 根拠規定	縮尺	明示すべき事項	備考
調整池設計図  省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/500 以上	・調整池の位置、種類、材料、形状、寸法等 ・放流管の位置、種類、材料、形状、寸法等 ・洪水吐の位置、種類、材料、形状、寸法等 ・呑口部の位置、種類、材料、形状、寸法等 ・取付水路の位置、種類、材料、形状、寸法等	・調整池を設ける場合に必要であること。 ・開発許可ハンドブックに準じて作成すること。 ※工事完了時に調整池台帳を作成、提出すること。
崖の断面図  省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50 以上	・崖の高さ及び勾配 ・土質 (土質の種類が二つ以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面保護の方法 (擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない)	崖の前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。
擁壁の断面図  省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50 以上	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの品質及び寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	・鉄筋コンクリート造の場合は配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写しを添付すること。
擁壁の背面図  省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50 以上	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	
崖面崩壊防止施設の断面図  省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50 以上	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	
崖面崩壊防止施設の背面図  省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50 以上	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
求積図  省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/500 以上	土地の形質変更を行う土地の部分の求積表	
防災計画図  省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/2,000 以上	・方位 ・地形 ・計画道路の位置、形状及び幅員 ・段切の位置及び形状 ・表土除去範囲 ・ヘドロ除去範囲及び深さ ・工事中の雨水排水経路及び流出計画 ・防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ・防災施設の設置時期及び設置期間	・等高線は、2mの標高差を示すものとすること。 ・工事の施行区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災工事断面図及び防災施設構造図も防災計画図に準じて作成すること。

表2－4 土地の形質変更に関する工事の届出に必要な書類

書類種別	書類の名称 根拠規定	明示すべき事項、作成留意事項	参考頁
届出書	届出書 省令第58条第1項	省令様式第19	V-31 V-32
委任状	委任状 省令第58条第1項第2号	代理人等が申請する場合に必要	V-62
技術的基準 審査書類	土地及び付近の状況写真 省令第58条第1項第1号	盛土・切土をしようとする土地及び付近の状況を明らかにする写真	—
工事主の資力・信用に関する書類	個人 住民票又は個人番号カードの写し 省令第58条第1項第1号	・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・氏名・生年月日・性別・住所を記載した書類の提出により添付の省略が可能	—
	法人 住民票又は個人番号カードの写し 省令第58条第1項第1号	・役員のもの ・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・氏名・生年月日・性別・住所を記載した書類の提出により添付の省略が可能	—
	法人の登記事項証明書 省令第58条第1項第1号	法人の場合に必要	—

表2－5 土地の形質変更に関する工事の届出に必要な図面（1）

図面の名称 根拠規定	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図 省令第58条第1項第1号	1/10,000 以上	・方位 ・道路及び目標となる地物	地図に表示すること。
地形図 省令第58条第1項第1号	1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線(分かりやすく囲み等で表示)	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
土地の平面図 省令第58条第1項第1号	1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖の位置及び形状 ・擁壁の位置及び形状 ・崖面崩壊防止施設の位置及び形状 ・排水施設の位置及び形状 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図 省令第58条第1項第1号	1/2,500 以上	・盛土又は切土をする前後の地盤面	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図 省令第58条第1項第1号	1/500 以上	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配 ・水の流れる方向 ・吐口の位置 ・放流先の河川又は水路の名称 ・調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状 ・法面(崖を含む。)又は擁壁の位置及び形状	・汚水・雨水の区分をすること。
崖の断面図 省令第58条第1項第1号	1/50 以上	・崖の高さ及び勾配 ・土質 (土質の種類が二つ以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面保護の方法 (擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない)	崖の前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。

表2－5 土地の形質変更に関する工事の届出に必要な図面（2）

図面の名称 根拠規定	縮尺	明示すべき事項	備考
擁壁の断面図 省令第58条第1項第1号	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の寸法、勾配</li> <li>・擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>・裏込めコンクリートの品質及び寸法</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質</li> <li>・基礎ぐいの位置、材料及び寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造の場合は配筋図が必要である。</li> <li>・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写しを添付すること。</li> </ul>
擁壁の背面図 省令第58条第1項第1号	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の高さ</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	
崖面崩壊防止施設の断面図 省令第58条第1項第1号	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	
崖面崩壊防止施設の背面図 省令第58条第1項第1号	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
求積図 省令第58条第1項第2号	1/500 以上	土地の形質変更を行う土地の部分の求積表	

## 4－2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類等は表2－6、必要な図面は表2－7、届出に必要な書類は表2－8、必要な図面は表2－9に示すとおりである。

表2－6 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類（1）

書類種別	書類の名称 根拠規定	明示すべき事項、作成留意事項	参考頁
許可申請書	許可申請書 省令第7条第2項 省令第63条第2項	省令様式第4	V-12 V-13
委任状	委任状 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	代理人等が申請する場合に必要	V-62
技術的基準 審査書類	土石の崩壊防止措置に係る書類 省令第7条第2項第2号 省令第63条第2項第1号	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じる場合に必要	—
	土砂流出防止措置に係る書類 省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合に必要	—
	土地及び付近の状況写真 省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	—
工事主の資力・信用に関する書類	資金計画書 省令第7条第2項第7号 省令第63条第2項第1号	・省令様式第5 ・金融機関の発行する残高証明書又は融資証明を添付すること	V-14 V-15
	工事主の資力及び信用に関する申告書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第1号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	細則第2号様式	V-43
	住民票又は個人番号カードの写し 省令第7条第2項第5号 省令第63条第2項第1号	・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・氏名・生年月日・性別・住所を記載した書類の提出により添付の省略が可能	—
	納税証明書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	前年度の所得税及び事業税の納税証明書※	—
	暴力団等に該当しない旨の誓約書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)		V-63
	資金計画書 省令第7条第2項第7号 省令第63条第2項第1号	・省令様式第5 ・金融機関の発行する残高証明書又は融資証明を添付すること	V-14 V-15
	工事主の資力及び信用に関する申告書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第1号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	細則第2号様式	V-43
	住民票又は個人番号カードの写し 省令第7条第2項第6号 省令第63条第2項	・役員のもの ・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・氏名・生年月日・性別・住所を記載した書類の提出により添付の省略が可能	—
	法人の登記事項証明書 省令第7条第2項第6号 省令第63条第2項第1号	法人の場合に必要	—
	納税証明書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	前年度の法人税及び事業税の納税証明書※	—
	財務諸表 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	直前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表※	—
	暴力団等に該当しない旨の誓約書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)		V-63

※ 審査の過程で他の年度のものを追加で求めることがある。

表2－6 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類（2）

書類種別	書類の名称 根拠規定	明示すべき事項、作成留意事項	参考頁
工事施行者の能力に関する書類	工事施行者の能力に関する申告書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第2号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	細則第3号様式	V-44
	法人の登記事項証明書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)		—
	建設業の有効な許可があることを示す書類 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	以下のいずれかの書類 ・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 ・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料	—
周辺住民への周知を行ったことを証する書類	周知措置報告書 省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号	・周知範囲、配布範囲等が分かる位置図及び、説明会に用いた資料等 ・掲示、インターネットでの周知の場合は、掲示位置図及び掲示状況の写真、閲覧ページの写しもしくはURLのいずれか	—
権利者全ての同意を得たことを証明する書類	権利者一覧表 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)		V-64
	土地所有者等の同意書 省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号	権利者の同意を証する書類には、同意者の本人確認書類を添付すること（具体については参考頁参照）	V-65
	公図の写し 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	・申請時から3月以内に作成されたもの ・土石の堆積をする土地の境界（赤枠で囲む）及び地番を示すこと	—
	工事の施行区域内の土地登記事項証明書 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)	申請時から3月以内に作成されたもの	—
その他	他法令に基づく許可書等の写し 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)		—
	工事の工程表 省令第7条第2項第10号(細則第3条第3号) 省令第63条第2項第2号(細則第14条)		—

表2－7 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面

図面の名称 根拠規定	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図 省令第7条第2項第1号 省令第63条第2項第1号	1/10,000 以上	・方位 ・道路及び目標となる地物	地図に表示すること。
地形図 省令第7条第2項第1号 省令第63条第2項第1号	1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線(分かりやすく囲み等で表示)	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
土地の平面図 省令第7条第2項第1号 省令第63条第2項第1号	1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線 ・勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図 省令第7条第2項第1号 省令第63条第2項第1号	1/2,500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面	高低差の著しい箇所について作成すること。
求積図 省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の部分の求積表	

表2-8 土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類

書類種別	書類の名称 根拠規定		明示すべき事項、作成留意事項	参考頁
届出書	届出書 省令第58条第2項		省令様式第20	V-33 V-34
委任状	委任状 省令第58条第2項第1号		代理人等が申請する場合に必要	V-62
技術的基準 審査書類	土地及び付近の状況写真 省令第58条第2項第1号		土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	—
工事主の資力・信用に関する書類	個人	住民票又は個人番号カードの写し 省令第58条第2項第1号	・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・氏名・生年月日・性別・住所を記載した書類の提出により添付の省略が可能	—
	法人	住民票又は個人番号カードの写し 省令第58条第2項第1号	・役員のもの ・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・氏名・生年月日・性別・住所を記載した書類の提出により添付の省略が可能	—
		法人の登記事項証明書 省令第58条第2項第1号	法人の場合に必要	—

表2-9 土石の堆積に関する工事の届出に必要な図面

図面の名称 根拠規定	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図 省令第58条第2項第1号	1/10,000 以上	・方位 ・道路及び目標となる地物	地図に表示すること。
地形図 省令第58条第2項第1号	1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線(分かりやすく囲み等で表示)	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
土地の平面図 省令第58条第2項第1号	1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線 ・勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図 省令第58条第2項第1号	1/2,500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面	高低差の著しい箇所について作成すること。
求積図 省令第58条第2項第2号	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の部分の求積表	

## 5 提出先と部数

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書及び届出書は、「8. 申請・届出窓口、許可担当の部署」に記載した窓口に、表2-10の部数を提出すること。

なお、添付書類は正本、副本それぞれに添付すること。

表2-10 申請書提出部数

区分	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
	許可申請等	その他	許可申請等	その他
正本	1 部	1 部	1 部	1 部
副本	1 部	—	2 部	1 部
合計	2 部	1 部	3 部	2 部

補足：左記の許可申請とは、具体的には以下の手続のことである。

- ・許可申請  
(法第12条第1項)  
(法第30条第1項)
- ・変更許可申請  
(法第16条第1項)  
(法第35条第1項)

## 6 代理申請

申請書の提出を申請者以外が行うときは、「委任状」が必要である。

行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類の作成を行うことは禁止されている（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。

補足：行政書士法第十九条に規定。

## 7 申請手数料

知事に対して申請等をしようとする者は、山口県使用料手数料条例の定めるところにより、申請書に所定の手数料（山口県収入証紙による。）を添えて申請する必要がある。手数料の額は、表2-11、表2-12、表2-13、表2-14のとおりである。

補足：中核市である下関市においては、下関市の条例で定める額及び方法により納付することとなる。

表2-11 土地の形質の変更にかかる申請（法第12条第1項、法第30条第1項）

盛土又は切土をする土地の面積	1件あたりの手数料
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	14,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	24,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	34,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	50,000 円
3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	63,000 円
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	84,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	130,000 円
20,000 m <sup>2</sup> を超え 40,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	200,000 円
40,000 m <sup>2</sup> を超え 70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	320,000 円
70,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	460,000 円
100,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	610,000 円

表2-12 土石の堆積にかかる申請（法第12条第1項、法第30条第1項）

土石の堆積をする土地の面積	1件あたりの手数料
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	10,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	12,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	14,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	17,000 円
3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	24,000 円
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	27,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	33,000 円
20,000 m <sup>2</sup> を超え 40,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	46,000 円
40,000 m <sup>2</sup> を超え 70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	63,000 円
70,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	94,000 円
100,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	110,000 円

表2-13 土地の形質の変更にかかる変更申請（法第16条第1項、法第35条第1項）次の①、②及び③を合算した額

(上限：土地の形質の変更 610,000 円、土石の堆積 110,000 円)

	変更内容	1件あたりの手数料
①	設計の変更	工事許可の 1/10 の額
②	新たな土地の編入	増加した面積に応じた区分の手数料
③	その他の変更	10,000 円

表2-14 開発許可を受けた工事の中間検査申請（法第15条第2項、  
法第34条第2項）

中間検査を行う部分の盛土又は切土をする土地の面積	1件あたりの手数料
10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	5,200 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	8,400 円
20,000 m <sup>2</sup> を超え 40,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	12,000 円
40,000 m <sup>2</sup> を超え 70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	20,000 円
70,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	29,000 円
100,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	38,000 円

## 8 相談・申請・届出窓口、許可担当の部署

盛土規制法に関する申請・届出窓口は表2-15のとおりである。

また、下関市内で行う工事については、下関市に問い合わせること。

表2-15 相談・申請・届出窓口

部署名	電話番号	メールアドレス	郵便番号	所在地
建築指導課	083-933-3866	morido@pref.yamaguchi.lg.jp	753-8501	山口市滝町1番1号
森林整備課	083-933-3480			

補足：宅地造成等工事規制区域内で行う工事に関する窓口は建築指導課。

特定盛土等規制区域内で行う工事に関する窓口は森林整備課。

ただし、特定盛土規制区域内で行う以下の工事に関する窓口は建築指導課となる。

- ・宅地造成等工事規制区域にまたがる工事
- ・開発許可、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内で行う工事

## 9 許可又は不許可の通知

### 【法】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1、2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

### 解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、「許可証」が交付されるまで工事に着手することはできない。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、「許可証」を交付する。ただし、許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合があるので、当該条件を遵守して工事を行うこと。

なお、不許可の場合は、その理由を明示した上で、書面により通知する。

また、工事が許可された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在等がインターネットで公表されるほか、関係市町村長に通知される。

### 〈公表事項〉

- (1) 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 工事実行者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- (5) 盛土もしくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- (6) 盛土もしくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- (7) 盛土もしくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

## 第4 許可基準

### 1 住民への周知

#### 【法】

(住民への周知)

第十一條 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第二十九条で同様に規定

#### 【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法。

※特定盛土等規制区域については、第六十二条で同様に規定

#### 解説

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要がある。

許可申請書を提出する際に添付する周知措置報告書により、周辺地域の住民に工事内容の周知を行ったことを確認する。

周知は、次のいずれかの方法により行うこと。ただし、災害が生ずるおそれが特に大きい土地（渓流等における盛土）において、高さ 15m 超の盛土をする場合は、(1)による周知を必須とする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 書面の配布
- (3) 工事を行う土地又はその周辺での掲示とインターネットを利用した閲覧

#### [周知措置報告書に記載する内容]

- ① 申請者住所・氏名
- ② 工事施行者住所・氏名
- ③ 土地の所在地・地番
- ④ 周知範囲
- ⑤ 周知の方法
- ⑥ 周知期間（説明会を開催した場合は、開催日時・場所）
- ⑦ 周知内容（説明会資料、配布書面、掲示内容等）
- ⑧ 寄せられた質問・要望事項及び応答・対応等

## [周知内容]

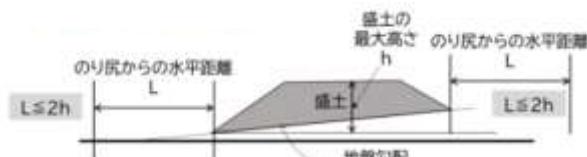
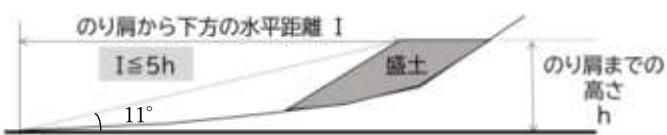
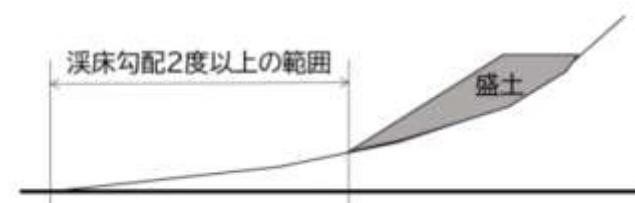
少なくとも以下の内容について周知を行うこと。

- ①工事主の氏名又は名称
- ②工事が施行される土地の所在地
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤盛土又は切土の高さ・土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥盛土又は切土をする土地の面積・土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦盛土又は切土の土量・土石の堆積の最大堆積土量

## [住民への周知を行う範囲]

表2-16に、住民への周知を行う範囲について示す。

表2-16 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<p>盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ <math>h</math> に対して水平距離 <math>L \leq 2h</math>（ただし、水平距離 <math>L \leq 2h</math> が敷地内となる場合は隣接地）の範囲  ※隣接地に法定外公共物がある場合は、法定外公共物は除く</p> 
腹付け盛土	<p>盛土法肩までの高さ <math>h</math> に対して盛土法肩から下方の水平距離 <math>I \leq 5h</math> の範囲（最大 250m）</p> 
①溪流等における高さ 15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、のり肩から下方の水平距離 $I$ の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	<p>下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲</p>  <p>補足：省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土</p>

## 2 技術的基準への適合

### 【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

### 解説

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければならない。これらの措置は、技術的基準に適合する必要がある。

技術的基準の詳細は、「III 設計編」及び「IV 施工編」を参照すること。

### 3 工事主の資力・信用

#### 【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

#### 第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

#### 解説

工事の申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主にあることを表2-17に示す書類により確認する。

表2-17 資力及び信用を確認するための書類

	必要な書類	備考
個人	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・省令様式第3</li><li>・金融機関の発行する残高証明書又は融資証明を添付すること。</li></ul>
	工事主の資力及び信用に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"><li>・細則第2号様式</li></ul>
	住民票又は個人番号カードの写し	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カードの写しの場合は表面のみ</li></ul>
	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・前年度の所得税及び事業税の納税証明書 ※</li></ul>
	暴力団等に該当しない旨の誓約書	暴力団であるか否かの確認のため必要に応じて県警察本部に照会する。
法人	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・省令様式第3</li><li>・金融機関の発行する残高証明書又は融資証明を添付すること。</li></ul>
	工事主の資力及び信用に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"><li>・細則第2号様式</li></ul>
	住民票又は個人番号カードの写し	<ul style="list-style-type: none"><li>・役員のもの</li><li>・個人番号カードの写しの場合は表面のみ</li></ul>
	法人の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人の場合に必要</li></ul>
	納税証明書	前年度の法人税及び事業税の納税証明書 ※
	財務諸表	直前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 ※
	暴力団等に該当しない旨の誓約書	暴力団であるか否かの確認のため必要に応じて県警察本部に照会する。

※ 審査の過程で他の年度のものを追加で求めることがある。

補足：役員とは、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者。

例) 株式会社における会社法上の役員のうちの取締役など。

## 4 工事施行者の能力

### 【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一、二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

### 解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者が工事を施行、完成するために必要な能力を有することを表2-18に示す書類により確認する。

表2-18 施工能力を確認するための書類

必要な書類		備 考
個人	工事施行者の能力に関する申告書	細則第3号様式
	建設業の有効な許可があることを示す書類	以下のいずれかの書類 ・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 ・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料
法人	工事施行者の能力に関する申告書	細則第3号様式
	法人の登記事項証明書	
	建設業の有効な許可があることを示す書類	以下のいずれかの書類 ・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 ・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料

## 5 土地所有者等の同意

### 【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

#### 第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

#### 一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

### 解説

工事の許可申請に当たっては、当該工事に係る範囲内の土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ておく必要がある。同意の有無は、「土地の公図の写し」、「土地の登記事項証明書」、「該当する権利者を記載した一覧表」及び「該当する権利者の同意書」により確認する。当該所有権者の同意書を必ず提出すること。所有権の登記がない土地については、現に当該土地を所有している者の同意書を必ず提出すること。

同意を必要とする権利者は、盛土規制法において「工事をしようとする土地の区域内についての、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者」としており、同意書への必要記載事項を表2-19に示す。

表2-19 同意を必要とする権利及び必要記載事項

同意を必要とする権利	必 要 記 載 事 項	備 考
・土地の所有権 ・地上権 ・永小作権 ・地役権 ・質権 ・賃借権 ・採石権 ・使用借権	1. 土地の所在地・地番 2. 土地の地目又は建物用途 3. 土地の地積又は延べ面積 4. 権利の種類 5. 同意年月日 6. 同意者の住所・氏名	※ 同意書には、本人の同意であることを示すため、同意者の本人確認書類添付すること。

同意書に添付する本人確認書類は以下のいずれかとする。

- ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）
- ・印鑑証明書（法人の場合）
- ・住民票の写し
- ・個人番号カードの写し（表面のみ）
- ・運転免許証の写し
- ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）の写し
- ・在留カードの写し
- ・特別永住者証明書の写し

補足：抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象ではない。

また建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意も不要である。

## 6 設計者の資格

### 【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 1 略

- 2 前項の規定により講すべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

### 【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならぬ措置)

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

### 【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

## 【建設省告示第 1005 号】

宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和 37 年 3 月 29 日）

宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- 三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

### 解説

専門的知識及び経験を必要とする次の工事の設計に当たっては、一定の資格が必要となる。

- (1) 高さが 5 m を超える擁壁の設置
- (2) 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m<sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置

工事の許可申請に当たっては、表 2-20 に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認する。

表2-20 設計者が必要な資格及び証明書類

必 要 な 資 格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する	
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する	・卒業証明書 ・実務経験証明書
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務・経験を有する	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	・宅地造成技術講習会修了証書 ・実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する	・大学院に1年以上在学したことの証明書 ・実務経験証明書
技術士(建設部門、農業部門(農業農村工学)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木))※	・技術士の資格証明書
一級建築士	・一級建築士の資格証明書

※技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。

補足：宅地造成等規制法施行令第17条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者  
⇒令和5年5月26日農林水産省、国土交通省告示第4号

## 7 土石の堆積に関する工事の期間

### 【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

### 解説

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該堆積土石を除却することを前提とする。山口県では、土石の堆積に関する工事の期間を、許可日から最長5年とする。

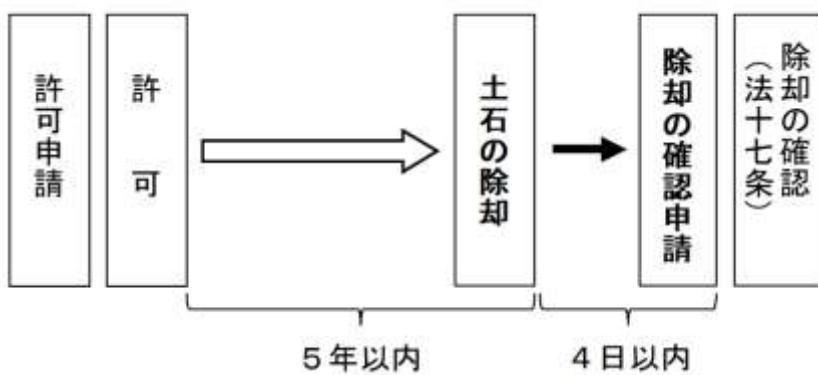


図2-3 土石の堆積に関する期間

補足：5年以内

「盛土等防災マニュアル」(XVI 土石の堆積 XVI-1 土石の堆積の定義 より)。

補足：4日以内

法(盛土規制法)第17条4項、省令(盛土規制法施行規則)第42条より。

許可日から5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、許可の日から5年が経過する前までに、堆積期間の延長に関する変更許可を受けること。

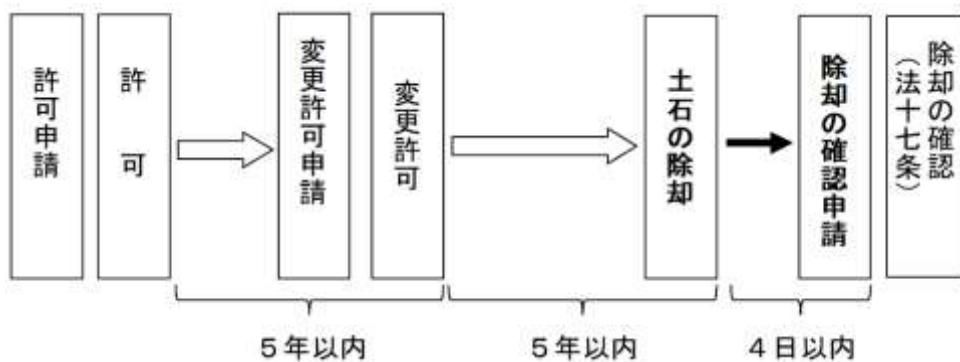


図2-4 土石の堆積に関する期間（変更申請を行う場合）

## 第5 その他の手続

### 1 規制区域指定の際の工事の届出

#### 【法】

(工事等の届出)

- 第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

#### 【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

- 第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。
- 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

#### 解説

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に既に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届出書を提出すること。

届出が受理された場合は、通常の許可申請等と同じく、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などがインターネットで公表されるほか、関係市町長に通知される。

様式：様式第 15（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書）  
⇒「V. 資料編 第 18 - 1 国様式」参照。

#### 〈公表事項〉

- (1) 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- (2) 工事の届出年月日
- (3) 工事施行者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- (5) 盛土もしくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- (6) 盛土もしくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- (7) 盛土もしくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

「土地の形質変更に関する工事の届出」は、表 2-21 に示す資料を添付して提出すること。

**表 2-21 土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する図面等**

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	
地形図	・方位 ・土地の境界線	等高線は、2 m の標高差を示すものとすること。
土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分の位置 ・崖の位置 ・擁壁の位置 ・崖面崩壊防止施設の位置 ・側溝等の位置 ・地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置	植栽、芝張り等の措置を行なう必要がない場合は、その旨を付すること。
写真等	・盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かるもの	

様式：様式第 15（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書）  
⇒ 「V. 資料編 第 18-1 国様式」参照。

「土石の堆積に関する工事の届出」は、表 2-22 に示す資料を添付して提出すること。

**表 2-22 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面等**

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	
地形図	・方位 ・土地の境界線	等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・崖面崩壊防止施設の位置 ・側溝等の位置 ・土砂の流出防止措置	
写真等	・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かるもの	

様式：様式第 16（土石の堆積に関する工事の届出書）  
⇒ 「V. 資料編 第 18-1 国様式」参照。

なお、工事が完了した時は、「工事完了届」が必要となる。

補足：工事完了の際の手続については、「IV施工編 第 14-6 その他の完了報告」参照。

## 2 擁壁等の除去に関する工事の届出

### 【法】

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

### 【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

### 【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

### 解説

以下に該当する工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに届出書を提出する必要がある。

一部除却等であっても届出は必要である。

### 〈届出が必要な工事〉

- (1) 規制区域内の土地において行う、高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- (2) 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- (3) 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はない。  
届け出る場合は、「擁壁等に関する工事の届出書」に表2-23に示す書類を添付して提出すること。

様式: 様式第17(擁壁等に関する工事の届出書)  
⇒「V. 資料編 第18-1 国様式」参照。

表2-23 擁壁等に関する工事の届出書に添付する図面等

図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
土地の平面図	・除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は政令第七条第一項第一号ハに規定する地滑り抑止ぐい等の位置及び名称	1/500 以上	

### 3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

#### 【法】

(工事等の届出)

第二十一条 1・2・3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

#### 【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十六条で同様に規定

#### 解説

公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出書を提出する必要がある。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はない。

届け出る場合は、「公共施設用地の転用の届出書」に表2-24の書類を添付して提出すること。

表2-24 公共施設用地の転用の届出書に添付する図面等

図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
土地の平面図	・転用した土地の境界線	1/500 以上	

様式：様式第18（公共施設用地の転用の届出書）

⇒「V. 資料編 第18-1 国様式」参照。